

令和3年度使用教科用図書の採択について

1 制度の概要

文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものの中から種目ごとに一種の教科書を採択する。（学校教育法第34条）（無償措置法第13条）（学校教育法附則第9条に規定する教科書を除く。）

2 選定調査の経緯

(1) 選定調査委員会

5月12日～7月1日（4回協議）

(2) 調査研究会

5月13日～6月16日

(3) 学校意見

全中学校に対して、全ての教科書について実施

(4) 生徒の意見

第四中学校（1年生）、北中野中学校（2年生）、第八中学校（3年生）において実施

(5) 保護者・区民の意見

教科書展示会場（教育センター）（野方図書館、中央図書館、南部すこやか福祉センター）に意見箱を設置して実施（6月1日～7月7日）

【資料】教科用図書選定調査報告